

山梨県公報

第千三百八十二号

平成十五年

五月十五日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	三〇九
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	三〇九
保安林の指定の予定(三件)	三〇九
保安林の指定の解除	三〇〇
道路の区域変更(二件)	三〇〇
県営土地改良事業計画書の写しの縦覧(二件)	三一一
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	三二二
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	三二二
開発行為に関する工事の完了について	三二二
土地改良区役員の退任及び就任	三二三
公安委員会	三二三
遊技機の型式の検定	三二四

告示

山梨県告示第百二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
のだ内科クリニック	甲府市富士見二丁目七番地三十五
菜の花薬局南アルプス店	南アルプス市野牛島千九百十二番地二十八

山梨県告示第百九十一号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
渡辺 美紀	蕨崎市本町三丁目五番三号 蕨崎市立病院
角野 敏恵	蕨崎市本町三丁目五番三号 蕨崎市立病院

山梨県告示第百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 保安林の所在場所
蕨崎市円野町入戸野字天神沢五六三の二、五六五の二、五六五の三、旭町上條南割字鳥居平三四七四の三、三四八三、三四八四の一
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神沢五六三の二・五六五の二(以上二筆)について、次の図に示す部分に限る。(、五六五の三、字鳥居平三四七四の三(次の図に示す部分に限る。)、三四八三
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ
うに保安林の指定をする予定である。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡増穂町平林下河原一六一四の二、一六二五の二、一六一六の二、一六七八、
楮畠二四七六、小室横手一九九四、一九九五・一九九六（以上二筆について、次の図
に示す部分に限る。）、韮崎市旭町上條南割字横沢平三四三五、三四三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横沢平三四三五・三四三七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
韮崎市役所及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のよ
うに保安林の指定をする予定である。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町椿草里字泥里八六〇、八六三、八六四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字泥里八六〇・八六三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、八
六四

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び
身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次
のように保安林の指定を解除する。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

西八代郡三珠町大字上野字矢作一五七五の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道
路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市
川建設部において、この告示の日から平成十五年六月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高下鯉沢線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南巨摩郡増穂町大字高下字上高下北二五 六番の六地先から 南巨摩郡増穂町大字高下字北畑九五〇番の 六地先まで	旧 三・五	一二九六・〇
	新 三・五 九・八	一二九六・〇
	旧 五・一	一三一五・〇
	新 四七・三	

五一・〇

山梨県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年六月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
北巨摩郡須玉町大字江草字大渡一六〇〇一 番の一地先から 北巨摩郡須玉町大字比志字鳥井坂一七七番 の一先まで	旧 五・〇 一七・〇	一三三〇・〇
	新 八・〇 五一・〇	八二〇・〇
	旧 八・〇	八二〇・〇
	新 八・〇	八二〇・〇

山梨県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（加賀美地区県営経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年五月十六日から平成十五年六月十二日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 異議申立期間 平成十五年六月十三日から平成十五年六月二十七日まで

山梨県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（白根地区県営畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十五年五月十六日から平成十五年六月十二日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所

公 告

四 異議申立期間
平成十五年六月十三日から平成十五年六月二十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十五年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 七清会
 - 2 代表者の氏名 鈴木敏道
 - 3 主たる事務所の所在地 大月市七保町林五番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対し、その社会復帰に関して、より好い社会生活を支援する事業を行い、就労に対して適切な訓練を行う。
- 三 縦覧期間 平成十五年四月三十日から同年六月三十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十五年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年四月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 山梨排泄問題を考える会
 - 2 代表者の氏名 小林晴名
 - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡竜王町玉川二百七十七番地二

- 4 定款に記載された目的
この法人は、「排泄障害を問題としない社会作り」を目的とし、市民活動を基盤として地域社会の活性化に貢献し、調査研究を行うとともに排泄に関する正しい知識の普及をはかり、具体的な援助体制の確立に寄与する。さらに、排泄に問題をもつ者と、一般を含む医療・保健・福祉等との連携をはかり行政、企業等に働きかけ当法人の活動を通じて、より望ましい社会環境の充実と創造に寄与、貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年四月三十日から同年六月三十日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年九月十五日まで縦覧に供する。
平成十五年五月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社富士急ハイランド 取締役社長 矢野勝
 - 2 住所 富士吉田市新西原五丁目六番一号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 富士急ハイランド
 - (二) 所在地 富士吉田市新西原五丁目五五九七 五
 - 2 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
 - 3 変更する年月日
平成十五年十二月二十三日
- 三 届出年月日
平成十五年四月二十二日

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十五年五月十五日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 北巨摩郡双葉町下今井字大無垢理二八七七の一、二八七七の二、二八七七の三、二八七八の一、二八八〇、二八八一の二、二八八八、二八八九の一、二八八九の二、二八八九の三、二八九一、二八九二、二八九三、二八九四の一、二八九九の一、二八七六、二八七九及び二八九五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南アルプス市小笠原千七百八十九番地 株式会社アイ・コーポレイション 代表取締役 佐久間昇

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三ツ沢土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十五年五月十五日

一 退任
 山梨県知事 山本 栄彦

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	海瀬 規	韮崎市穂坂町三ツ沢二六二三番地	平成十五年三月三十一日
同	横森 礼治	一三三三九番地	同
同	平賀 光長	二六九一番地	同
同	佐藤 香	一一六四番地一	同
同	平賀 定彦	一三九九番地	同
同	横内 政彦	一五〇五番地	同
同	横内 才仁	一五七二番地	同
同	横森 幸久	一六一三番地	同
同	横森 精	一五九二番地	同
同	平賀 久夫	二六八五番地	同

同	海瀬 基一	二六二九番地	同
同	横森 栄人	二八二五番地	同
同	横森 雅徳	一二五九番地	同
同	横森 利之	一二二二番地	同
同	横森 健一	二九二五番地	同
同	佐藤 昇	一五三二番地	同
同	横内 正文	六三三二番地	同
同	宮川 孔栄	柳平五四番地	同
同	横森 宗男	三ツ沢三三三二番地	同
同	横森 昌高	二六二二番地	同
同	横森 佐男	二二九二番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	横森 貞訓	韮崎市穂坂町三ツ沢二五五番地	平成十五年四月一日
同	横森 良一	二五七七番地	同
同	平賀 豊男	一三三一一番地二	同
同	平賀 久二男	二五八〇番地	同
同	名取 源文	一二四二番地	同
同	横内 敬治	二四九八番地	同
同	横内 太加幸	二二七五番地	同
同	横森 精	二五九二番地	同

<p>東京都台東区東上野三丁目一 二番九号</p> <p>株式会社アスワン東京 代表 取締役 松本孝司 東京都台東区東上野一丁目一 九番一四号</p> <p>山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一</p> <p>株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地</p> <p>株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地</p>	<p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>R X</p> <p>研</p>	<p>二四〇八三三</p> <p>三四〇二二四</p> <p>三〇〇二四三</p> <p>三〇〇二二八</p> <p>三一〇二三〇</p>
<p>株式会社アスワン東京 代表 取締役 松本孝司 東京都台東区東上野一丁目一 九番一四号</p> <p>山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一</p> <p>株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地</p> <p>株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地</p>	<p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>R X</p> <p>研</p>	<p>二四〇八三三</p> <p>三四〇二二四</p> <p>三〇〇二四三</p> <p>三〇〇二二八</p> <p>三一〇二三〇</p>
<p>株式会社アスワン東京 代表 取締役 松本孝司 東京都台東区東上野一丁目一 九番一四号</p> <p>山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一</p> <p>株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地</p> <p>株式会社ニューギン 代表取 締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地</p>	<p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p> <p>規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物</p>	<p>R X</p> <p>研</p>	<p>二四〇八三三</p> <p>三四〇二二四</p> <p>三〇〇二四三</p> <p>三〇〇二二八</p> <p>三一〇二三〇</p>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番